

テロ資金提供処罰法の構成要件に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年二月九日

松田公太

参議院議長 山崎正昭殿



テロ資金提供処罰法の構成要件に関する質問主意書

公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律（テロ資金提供処罰法）第三条第一項及び第二項に関し、今回のISILによる邦人拘束事件のようにテロリストが人質をとった場合、家族等が身代金を支払う行為が「公衆等脅迫目的の犯罪行為の実行を容易にする目的」による資金提供に該当する可能性があるのか、それぞれ政府の見解を明らかにされたい。

また、当該行為が、その他の法令で処罰される可能性があるのか、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

